

## 電子記録債権を活用したサステナブルサプライチェーンファイナンス

### 「e-Noteless+S」の取扱開始について

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長:梅田 圭、以下「当行」)は、サプライヤーのサステナビリティに関するパフォーマンスが調達金利に連動する仕組みを組み入れた本邦初の電子記録債権を活用したサステナブルサプライチェーンファイナンス(SSCF)「e-Noteless+S」(以下「本商品」)の取り扱いを本日から開始しました。

近年、各企業では、サステナブルビジネスへの転換に向けた対応が求められるようになっていきます。かかる状況下、バイヤーにおいては、自社のみならずサプライチェーン全体での環境・社会課題への取り組みを推進していくことが求められています。

一方でサプライヤーにとっては、バイヤーからのこうした求めに応じるための負担が大きいケースが見受けられます。

このような状況を解決するために、当行では、サプライヤーへ資金調達面でのインセンティブを提供することにより、サプライチェーン全体の環境・社会課題への取り組み推進を支援するためのフレームワークを新たに開発しました。

本商品は、「e-Noteless」(※1)の枠組みを活用することで、サステナブルサプライチェーンファイナンスの導入負荷を軽減します。また、サステナビリティ評価には、バイヤーが自社サプライチェーンに即した評価指標を活用できるよう設計しており、自社のサステナビリティ戦略やマテリアリティに基づいた多様な評価指標を選定・採用することが可能です。本商品では、バイヤーの責任において採用する評価指標に基づき、環境や社会課題への取り組みが一定の評価に達したサプライヤーに対して、期日前資金化時の割引率を優遇することでサプライチェーン全体のサステナビリティ向上を図ります。

本商品のフレームワークに対しては、外部の第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)から、国際的な指針である「サステナビリティ・リンク・ローン原則」(※2)

および環境省の定める「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」(※3)に期待される事項の趣旨に準じる旨の第三者意見書(SPO)を取得しています。

当行は、本商品の提供により、すべてのお客さまのサステナビリティの取り組みについて中長期的に伴走するとともに、バイヤーとサプライヤーとの間の協力関係をサポートし、より強固かつ安定的で持続可能なサプライチェーンの構築に貢献したいと考えています。

「e-Noteless+S」の概要

名称	e-Noteless+S (イーノートレス プラス エス)
優遇 金利 適用 基準	バイヤーが選定・採用する評価指標において一定の基準を充足した場合に優遇金利を適用(原則年1回の評価見直しを実施)
スキーム	<p style="text-align: center;"><b>e-Noteless+S</b></p> <p style="text-align: center;">e-Notelessの枠組みを活用することで企業のSDGsを支援する“新たな価値の提供”</p> <p style="text-align: center;">バイヤー</p> <p style="text-align: center;">参加 ↓ サプライチェーンの持続可能性を評価する枠組みを提供 ↓ 評価</p> <p style="text-align: center;">評価結果 →</p> <p style="text-align: center;">MIZUHO</p> <p style="text-align: center;">金利優遇 ↓</p> <p style="text-align: center;">サプライヤー</p>

(※1) e-Noteless

e-Notelessとは、みずほ信託銀行が提供する電子記録債権を活用したサプライチェーンファイナンス(SCF)であり、バイヤーおよびサプライヤー双方の支払事務の合理化を図る商品です。サプライヤーは、電子記録債権を期日前に譲渡(期日前資金化)することにより、バイヤーの信用力を利用した資金調達を行うことが可能です。詳細は以下のURLをご覧ください。

<https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/ryudouka/e-noteless.html>

(※2) サステナビリティ・リンク・ローン原則(SLLP)

SLLPは、ローン・マーケット・アソシエーション(LMA)等が2019年に策定(その後継続的に改訂)したサステナビリティ・リンク・ローン借入に関するガイドラインであり、環境的・社会的に持続可能な経済活動および経済成長を促進し、支援することを目指すものです。

(※3) サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

同ガイドラインは、環境省がサステナビリティ・リンク・ローンのグリーン性に関する信頼性の確保と、国内におけるサステナビリティ・リンク・ローンの普及促進を目的とし、SLLP との整合性に配慮しつつ策定されたものです。

以上